



こりゃ、ほっとけん！

# 保つと険NEWS

第13号

平成24年

12月11日(火)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎：06-6209-7191

総合HP：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら：<http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

## 相続について考えてみませんか？

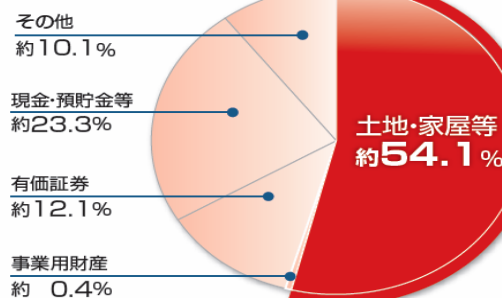
「相続税はかからないから、相続対策は関係ない」という方！相続対策は、「相続税対策」だけではありません。

遺産分割事件は年々増加にあり、その数は26年間で2倍以上(裁判所HP「司法統計年表」)になっています。

さらに「争族」となっているケースの7割以上が、遺産総額5,000万円以下の事案ですから、決して人ごとではありません。右表の通り相続財産のうち、土地・家屋など分割しにくい財産が半分を占めているとなると「誰に」「何を」遺すのか、きっちり決めておく事が重要な相続対策のカギになると言えます。

相続財産のうち、不動産の占める割合は約54%!

相続財産の種類別構成比



出典：国税庁HP「相続財産種類別(平成22年)」

## 相続財産は分けにくいもの

**前提** 【A氏の家族構成】 本人・妻・長男・長女  
【A氏の財産】 1億5,000万円

財産	評価額	誰に
自宅	6,000万円	妻
事業用資産	6,500万円	長男
預貯金	1,500万円	妻
有価証券	1,000万円	長女

割合	
妻	約50%
長男	約43%
長女	約7%

- 妻には、住み慣れた家と老後の生活費を遺してあげよう
- 息子には、私の事業を継いでもらおう
- 娘には、残った財産を遺そう

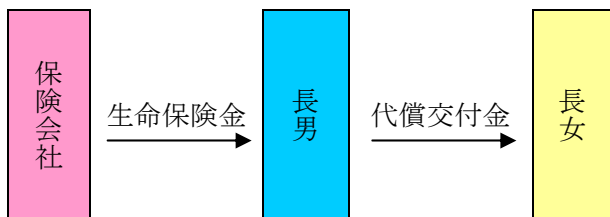


A氏の  
想い

おや？娘の取り分が少ししかない・・・  
自宅も会社も分けられないし・・・  
何かいい手はないかな！？

## 争族にならないために

★生命保険を使って「代償交付金」を準備する方法があります。



※代償分割を行う場合は、遺産分割協議書に記載が必要です。  
※長男が自分で所有している金銭以外の資産(不動産など)を長女に与えると、長男に譲渡所得税がかかる可能性があります。が、金銭で支払う場合は課税されません。

弊社では、こうしたお悩みを解決できるよう、生命保険を使った対策をご提案しております。  
お気軽にお問い合わせください。

# お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所  
(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は  
無料

**FAX 06-6209-8145**

※この用紙をFAXしてください。

**TEL 06-6209-7191**



**hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp**

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145